

平成23年 6月 福祉保健常任委員会

世田谷区議会福祉保健常任委員会会議録第七号

平成二十三年六月十七日（金曜日）

場 所 第二委員会室

出席委員（十名）

委員長 高橋昭彦

副委員長 大庭正明

あべ弘幸

石川征男

菅沼つとむ

高久則男

村田義則

中塚さちよ

植田靖子

羽田圭二

事務局職員

議事担当係長 小池 篤

調査係主事 平井貴子

出席説明員

副区長 秋山由美子

世田谷総合支所

副支所長 菊池弘明

烏山総合支所

総合支所長 河合岳夫

保健福祉部

部長 藤野智子

計画調整課長 田中文子

障害者地域生活課長 瓜生律子

地域福祉部

部長 堀川雄人

地域福祉課長 金澤弘道

高齢福祉課長 伊藤美和子

介護保険課長 吉岡郁子

子ども部

部長 萩原賢一

子ども家庭支援課長 岡本達二

副参事 辻 正

世田谷保健所

所長 西田みちよ

副所長 霜越 収

健康企画課長 松本公平

健康推進課長 上村 隆

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

- (1) 保坂区長と語る車座集会について
- (2) 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（後期）の見直しについて
- (3) 都営成城八丁目団地建替え跡地における福祉施設整備について

- (4) 障害者グループホーム等の開設について
- (5) 高齢者安心コールの電話番号の変更について
- (6) 二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス（モデル事業）の拡大につ

いて

- (7) 麻しん・風しん及び日本脳炎予防接種の対象拡大について
- (8) 平成二十三年度女性のがん（子宮頸がん・乳がん）無料検診の実施及び骨

粗しょう症検診実施期間の延長について

- (9) その他

2. 閉会中の特定事件審査（調査）事項について

3. 協議事項

- (1) 行政視察について
- (2) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十九分開議

○高橋 委員長 ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

○高橋 委員長 本日の委員会に、中塚委員より遅参の届けが出ておりますので、ご報告いたします。

本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項に入ります。

(1) 保坂区長と語る車座集会について、理事者の説明を願います。

◎田中 計画調整課長 それでは、保坂区長と語る車座集会についてご報告申し上げます。

1の趣旨でございますが、区長が区民から直接話を聞き、これからのまちづくり、地域づくりについて区民とともに考え、区政運営の参考とするため、車座集会を開催するものでございます。

2の実施方法でございます。(1)テーマですが、テーマは特に定めずに、区長が区民の声を直接聞く機会といたしまして、区政全般にわたり参加者から広く話を聞く予定としております。

(2)開催回数ですが、七出張所、二十まちづくりセンター地区ごとに各一回ずつ実施をいたします。

(3)参加対象者ですが、当該地区の在住者で、定員は四十人程度といたします。

参加方法ですが、事前申し込み制といたしまして、応募者多数の場合は抽選といたします。

開催の日時ですが、土曜日の午前または午後の対応を予定しております。

会場は、出張所、まちづくりセンターでの実施を基本としております。

区側の出席者は、区長、総合支所長、副支所長、地域振興課長、出張所・まちづくりセンター所長を予定しております。

当日の対応ですが、手話通訳及びひととき保育を用意する予定にしております。

(9)結果報告でございますが、意見交換の内容を要旨としてまとめまして、議会報告や区ホームページに掲載するほか、区政情報センター・コーナー、出張所・まちづくりセンターで閲覧できるようにする予定ということでございます。

3の実施時期ですが、現在日程が決まっておりますのは第一期分でございます、会場、日時等についてはそこに記載のとおりでございます。

恐れ入ります、裏面をごらんください。4の区民周知でございますが、「区のおしらせ」、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、チラシ、出張所・まちづくりセンターでの掲示等の案内、関係団体への周知等を予定しております。

5 当面のスケジュールです。まず、七月一日から「区のおしらせ」等により表面に書いてあった第一期分の区民周知を開始いたします。七月一日から八日で申し込み受け付けをいたしまして、中旬には参加者の決定及び連絡をいたします。七月三十日から車座集会をスタートする予定としております。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆植田 委員 この車座集会のデザインというか、具体的にどんなふうにしてやるかというイメージができているのかどうかの確認と、また、当該地区の在住者で定員四十人とあるんですけれども、多かったため抽選で入れなかった方や、あと、ここの地域でやるのは一回だけだと思うので、そのときに行けず、ほかの地域からどうしても区長のお話を聞きたいという方が来たい場合に、例えば、申し込みはできなくても傍聴とか、どういう雰囲気かを知りたいと思って来たときに入れてもらえるかどうか。私は、入れていただけるような、傍聴が可能なような形で考えていただければありがたいと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎田中 計画調整課長 当日の進め方のイメージでございますけれども、まず、区長からあいさつをいたしました後、自由に意見交換をしていただくということを想定してございまして、会場設定とかはその会場に合わせて行われると理解をしております。

人数が多い場合は抽選を行いますが、その抽選から漏れた方については、まだはっきりは決まっていないということですが、例えば区長へのはがきとかメールとか、ほかにもいろいろ方法がございますので、そうしたことのご案内も含めご連絡することを検討しているというふうに聞いております。

それから、他の地区の住民の方の傍聴が可能かということでございますけれども、

これは基本的に参加された区民の方が発言しやすい環境をつくるということを優先いたしまして、区民の方の傍聴は現在想定していないということでございます。

◆村田 委員 そうすると、私たちが傍聴というか、様子を見に行くとか、そういう場はつくっていただけるのですか。それとも、狭いから遠慮していただくということですか。やっぱり地元には行ってみたいと思いますが、その辺はどういうお考えですか。

◎田中 計画調整課長 限られたスペースの中で、できるだけ多くの地域の方を優先するということを考えておりますが、区議会の先生方が見えられた場合は、見学はできるということです。

◆大庭 委員 以前、前区長のときもタウンミーティングというのをやって、区側の出席説明者は多分同じ顔ぶれだろうと思うんです。ただ、人数はかなり限られて、前回の場合は幾らでも入れたというか、別に入場制限はないし、発言者は特定はされなかったわけですが、そういうことがありました。前回のタウンミーティングの経験から言うと、うちの代表質問で言ったように、多分ここに訪れてくる人というのは、単純に言うと、こうしてほしい、ああしてほしいというような要望を区長に届けるという方々が多いのではないかと。やってみないとわかりませんが。

そうした場合に、あれをやってみようか、これをやってみようかといったときに、予算があるとかないとかという話につないできて、それで結局、たくさん聞いても結果として予算がないのでほとんどできませんみたいな話になってはいけないというので、私たちの会派としては財政状況の説明を冒頭していかなければいけないのではないかとことを言っているんです。区長がおやりになるということなので、その結果を私たちは見させていただいて、ちゃんと忠告というか、アドバイスは我々本会議を通じてやったんですけれども、なおこういうことで進めるということなので、こ

れで九月末まで持っていくというのは、僕は時間がもったいないなという感じもして、その辺は代表質問で言ったんですけれども、区長がおやりになるということなので、今こういうことに決まったので、今ここでどうこう言ってもしょうがないと思うんですけれども、その結果については厳しく見させていたいただきたい。僕は時間がもったいないということを申し上げます。意見です。

○高橋 委員長 次に、(2)世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（後期）の見直しについて、理事者の説明を願います。

◎田中 計画調整課長 それでは、世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（後期）の見直しについてご説明をいたします。

なお、本件については、都市整備常任委員会とのあわせ報告でございます。

区では、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り公平に社会参加をし、自立できる生活環境の実現を目指しまして、平成十九年に世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例を制定したところでございます。そして、区民に身近な公共的施設や住宅の構造、設備等、生活環境の整備を進めていくためにユニバーサルデザイン推進計画を策定いたしまして、どこでも、だれでも暮らしやすい世田谷の実現に努めているところでございます。本日、資料に沿って説明をさせていただきますが、二枚目のA3の資料に後期の推進計画の取り組みの考え方について全体をまとめてございますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。

まず、左上、1の趣旨でございます。図にございますように、区では世田谷ユニバーサルデザイン推進条例に基づきまして、平成二十一年三月に二十六年度までを計画期間とする世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画を策定いたしまして推進をしているところでございます。本計画は、一層の事業推進を図るために三年ごとに見直すこととしておりまして、平成二十四年度から二十六年度までの後期計画期間を控え、

本年度施策、事業と年度別取り組みを見直し、一層の事業推進を図るものでございます。

次に、2見直しの視点でございます。見直しに当たりましては、資料左側の下のほうに①とありますが、そこがございますように、推進計画の二つの目標と三つの基本方針を踏まえまして、これまでの取り組みについての検証を行ってまいります。具体的には、資料右側の一行目に②個別の施策・事業の整理と③後期計画で継続する施策・事業の年次別見直しを考えてございます。

まず、②個別の施策・事業の整理というところでございますけれども、二十一年度からの個別事業の取り組みの成果及び資料ではその次の庁内推進体制とスパイラルアップに記載してございますユニバーサルデザインの点検、評価、改善の取り組みとこのを続けているところでございますが、こうしたことを踏まえまして、施策、事業の整理、集約を行う予定ということでございます。現在考えている例が、そこに二つほど記載をしてございます。

③後期計画で継続する施策、事業の年次別計画の見直しでは、世田谷区実施計画や他の分野別施策等の推進状況と整合を図るとともに、昨年度実施いたしました政策点検方針に基づく各事業の見直し状況も踏まえ、年次別計画を検討してまいります。

次に、3の庁内推進体制とスパイラルアップでございます。これにつきましては、後期計画期間においてもこの取り組みを継続いたしまして、点検、評価、改善の取り組みによるスパイラルアップをさらに向上させていく予定ということでございます。なお、スパイラルアップというのは、その下の図の左側の事業担当課という四角の中に、計画、実施、チェック、評価という流れがございますが、こうしたことをずっと継続的に続けながら、スパイラルですから、らせんのようにずっと継続的に向上させていくということであらわしているということでございます。

4 今回の見直しの推進体制でございますが、庁内検討体制として、既存のユニバー

サルデザイン推進委員会及び同委員会幹事会並びに部会で、後期の推進計画案を検討、作成いたします。なお、案の作成に当たりますには、学識経験者や区民の代表等を構成メンバーとした世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会及び区民等からの意見聴取を行いまして、計画に反映する予定ということでございます。

それでは一枚目の資料にお戻りいただいてよろしいでしょうか。

一番下の4今後の予定というところでございます。本日ご説明した考え方に基きまして見直しを行ってまいりまして、十月に計画素案を本委員会及び都市整備常任委員会にご報告させていただく予定にしております。十一月には、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の意見聴取、十二月には区民意見募集を予定しております。そして、二十四年の二月に計画案の常任委員会報告、三月には推進計画（後期）の決定ということを目指しております。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆菅沼 委員 今後の予定なんですけれども、具体的に出てくるのは十月、それとも二月ですか。

◎田中 計画調整課長 まず、計画の素案といった粗い状態のもので十月に一度ご報告をしまして、それから、そこでのご意見とか審議会、区民意見等を踏まえて、さらに検討いたしました案を二月にご報告するというところでございます。

◆大庭 委員 計画とか素案とかというのは、紙に書いた分厚いものが出てくるわけなんですけれども、私なんか議員としての関心があるのは、具体的に建物とか、これからいろんな建物をつくりかえていったり、それから、道路も含めて公共部分がありますよね。その部分に手を入れるときに、具体的に人が住みやすい、だれでもが使いやすいようなデザインに加えましたという部分がここですよというような報告を、例え

ばここでできるのかどうか。要するに建設、建物系というのは全部都市整備系で報告されることが多かったりする、区民生活のほうでもあるかもしれないですけども、計画だけ聞いていても、こういう計画をしましたといっても、現実にはそれが適用される建物、場所、そういうものの報告を受けなければ、我々は実感としてその福祉的な観点からこれはいいよねと、これはもっとももっとこういうふうにやってほしいとか、これはどうなんだろう、では、これはどういう仕組みでこうなんですかというやりとりができないかなと思うんですけども、そういうような報告は今まで福祉保健は来ていないんですよ。

これは都市整備と共管事項で報告が来ていますよね。ですので、計画書も共管で報告するということになれば、その先の具体的な施設、場所、公共空間、そういうものをユニバーサルデザインでこういうふうに変えました、変えますという報告をしてもらいたいと僕は思うんですけども、計画だけ聞いたって、何がどこでどうなっているのというのがわからないと意味ないと僕は思うんですけども、それに対する見解があれば聞きたいと思います。

◎田中 計画調整課長 先ほどご説明しました二枚目のA3の紙のほうで、まず推進体制というのを右下の図であらわしておりますが、そういうところでは年一回の進捗状況の評価であるとか、年一回の点検評価というものをいたしまして、審議会等の意見をいただくこともやっているということでございますので、この辺の点検評価の結果等について、今後どういう形でこちらの領域でもご報告していくかというのは、都市整備部のほうと協議したいと思います。

○高橋 委員長 次に参ります。(3)都営成城八丁目団地建替え跡地における福祉施設整備について、理事者の説明を願います。

◎田中 計画調整課長 都営成城八丁目団地建替え跡地における福祉施設整備についてご報告いたします。

1の趣旨のところでございますけれども、区では、介護保険施設の整備、保育サービス待機児の解消、障害者の地域生活基盤の確保が喫緊の課題になっておりますことから、そうした施設の整備を推進しているところでございます。このたび都営成城八丁目団地の建てかえに伴い創出される空き用地において、東京都の都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業を活用いたしまして、都と連携して福祉施設の整備に取り組むことといたしましたものでございます。

恐れ入ります、一枚めくっていただきますと地図がついてございます。まず、上のほうにあるのが位置図でございまして、成城学園の駅が一番下の真ん中辺にございますが、予定地は上のほう、黒く塗りつぶしたところになってございます。それを拡大した地図がその下のほうについておりますが、このB地区、C地区と塗りつぶしたところの活用を予定しているところでございます。B地区には子ども施設と障害者施設、それからC地区には高齢者施設及び現在も広場となっているところがあるという予定になっております。

恐れ入ります、それでは表面にお戻りいただきまして、整備予定地及び事業方式の概要でございます。まず、用地の概要ですが、資料に記載のとおりでございます。①の高齢者施設予定地と書いてあるのが、現在地図でござんいただきましたCでございまして、②がBでございます。

それから、(2)の都の事業方式でございますが、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱の規定に基づきまして、都は都有地の借り受け者等を公募いたします。区は、応募者に対する意見書を都に提出いたします。都は、区の見解も踏まえまして事業者を審査いたしまして、借り受け者を決定いたします。事業者は、都から土地を定期借地、五十年で借り受けまして施設を建設し、運営する予定としてお

ります。

裏面をごらんください。3、整備施設の概要でございます。

まず、(1)高齢者施設でございますが、整備内容については資料に記載のとおり、定員についても記載のとおりでございます。

(2)の障害者施設についても、整備内容及び定員は資料に記載のとおりでございます。

(3)の子ども施設については、認可保育所を予定してございます。

4 施設整備費等の補助でございますけれども、都及び区の施設整備費補助等を活用いたしまして、建設助成及び運営費助成を行います。なお、東京都が事業者と五十年間の定期借地権設定契約を結びまして、通常より五〇%減額して貸し付ける予定としておりますが、良質なサービス提供及び優良な事業者の誘致を可能といたしますために、新たに事業者が負担する土地貸付料を対象とした区の補助を行う予定としてございます。

5 今後の主なスケジュールでございますが、直近でまず六月二十五日に都区合同住民説明会を開催いたします。その後、高齢者施設、障害者施設、それぞれ若干時期に変動はございますが、着工・開設時期等は資料に記載のとおりを予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対してご質疑ありましたら、どうぞ。

◆菅沼 委員 わかれば教えていただきたいんですけども、東京都が五十年間定期借地権でやると。それから、通常より五〇%削減するというのだけれども、基準はどうなの。周りの評価額なんですか。その辺はわかりますか。

◎田中 計画調整課長 契約締結時におきまして、あの周辺の土地の評価を参考にいたしまして、まず評価額を算出した上でその五〇%減額となる予定だということでございます。

◆羽田 委員 面積とか用途地域についてはここで触れられているんですけども、今後その設計とか具体的話になっていかなければわからない面もあると思うんですけども、ただ、その前提といいますか、区の考え方としてどういうふうになっているかということを確認しておきたいと思います。

一つは保育園の関係、子ども施設の関係ですけれども、これは複合といいますか、障害者施設と敷地が一緒になっているわけですけれども、その際、園庭が十分確保できるかということが一つ。それから、一部広場というのがこちらのほうにありますけれども、隣の土地といいますか、高齢者施設のほうに広場がありますけれども、同時に、この障害者施設、子ども施設の予定地の中に、区民開放施設のようなものが併設されるのかどうか。それから、災害対応が今いろいろなところで言われていますけれども、その点についての考え方。それから、周辺環境ですよね。これは、都営住宅の建てかえがされて、それからあと近隣にも幾つかマンション等が建てられ始めておりますけれども、私の記憶で言いますと、過去にもマンション建設等でこの周辺ではさまざまなご意見が区に寄せられていると思うんですよね。その意味で、周辺環境の影響ということについては非常に敏感な地域でもあると思いますので、その点はいかが考えているか。

それからあともう一つ、その関連ですけれども、隣接住民、それから周辺の住民ですよね。区がやることですから、かなり広く区民の皆さんに伝えているとは思いますが、その辺の説明だとか、それからあと過去にもといいますか、この一年以内の間でも、障害者施設等については非常にさまざまな地域で、その地域の方々からいろんな意見が出されて、所管のほうもご苦労されているというのを聞いていますから、

その点でも非常に丁寧な説明等が必要だと思いたいますが、その辺についてもあわせてお聞きしておきたいと思いたいます。

◎田中 計画調整課長 まず、障害と子ども施設のほうにも開放スペースが確保されるかというご質問でございますが、現在はここの広場と書いてあるところ及び高齢者施設のほうで、周辺住民の方にもお使いいただけるスペースを整備するという方向で調整をしているところでございますが、保育園、障害のほうについては、今のところ特に計画はないというふうに思っております。

それから、災害対応でございますが、ここの利用者の方に関する災害対応については、受託者のほうで責任を持つということは当然のことでございますけれども、また、先ほど申し上げました高齢者のほうに整備をいたします地域の方の交流施設のようなどころは、災害時には周辺住民の方の受け入れも可能とするような施設として位置づける予定にしているということでございます。

また、周辺へのご説明というところでございますが、ご指摘のとおり、都営住宅の解体に始まって、この周辺は工事も続いておりますし、そういう意味ではこの整備に関する関心も非常に高いというふうに私どもも承知をしております。隣接の住民への説明ですが、今回、先ほどご報告した二十五日の説明会については、この周辺千二百戸の方にビラを配りまして説明会へのご参加を呼びかけておりますほか、ここの自治会の掲示板等にも説明会のお知らせを掲載しているところでございます。

いろいろ福祉系の施設に対するご不安の声もあろうかと思いたいますけれども、この説明会を皮切りに、今後も設計段階、工事段階も含め、さまざまな機会でご説明する機会を持つ予定にしておりますので、丁寧にご説明させていただきたいというふうに考えております。

◎辻 子ども部副参事 私のほうから、一問目の保育園の園庭について補足してお答え申し上げます。

今のところ、土地の敷地が千五百平米と比較的多うございます。また、定員も今のところ百五十人程度と大き目の定員で大きな園舎を予定しておりますが、この形状、またこの土地の面積から言いまして、十分園庭は確保できるものというふうに考えております。

◆羽田 委員 最初の説明の最後のほうに触れられていた周辺住民への周知だとか説明の点、これは、今もこういう施設が必要だということは我々も認識しているわけであって、住民の皆さんはそれを決して理解されていないということではないと思うんです。ただ、周辺への影響だとかそういうことに関しては非常に敏感だということで、非常にそういう意味では説明を丁寧にしていくということだとか、それからあと、同時にその必要性という点についてはしっかりと訴えていく必要があるのではないかと思います。それは意見としてつけ加えたいと思います。

◆村田 委員 ここに至るまでに、たしか随分時間がかかったというふうに記憶しているんですね。実際に更地になって、それから住民の皆さんも、区あるいは都に対しても繰り返しどうなっているんでしょうかというようなことをいろいろ直接お話ししに行ったりという経過があったわけですね。それで、この間、今後の区のような公共施設等の整備に当たっても、都営住宅の建てかえによるこういう跡地の活用というのは区からも繰り返し表明されているんですが、こういう時間の経過、つまり、もういつでもできるじゃないかと思目にはそういう状態になっていて、相当長い間かかってしまっているということが今後も繰り返されるのか、その辺の経過と、都と区とのこの間の対応でどうしてこんな時間がかかったのかというような点について、少し説明があればきちんと聞いておきたいと。今後の問題としても思います。

◎田中 計画調整課長 今回の事業に時間がかかったという点については、本当にご指摘のとおりで、区民の方からも何度もご要望書の提出等をいただいたところでござ

いますので、それについては本当に申しわけないと思っておりますが、言いわけめきませんが、基本的には都の事業として実施されるものでございまして、都営のときに持っている都市整備局と、それから、今回事業整備を担当いたします福祉保健局と区との間の調整に時間が必要だったということでございます。今後も、ご指摘のとおり都営住宅の建てかえ等の計画及びそれに伴う福祉施設の整備の計画は予定されているところでございますので、今後についてはできるだけ調整を早くして、ご迷惑をかけることのないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◆大庭 委員 今の話とちょっと関係するかもしれないですけども、5の今後のスケジュールを見ると、事業者決定がことしの十月と十二月ぐらいなのに、着工が一年ぐらい、ばらばらなんですよね。この点、ちょっと説明していただきたいと思います。

◎田中 計画調整課長 事業者決定から工事の着工までに時間がかかっていたり、ばらばらだったりということでございますが、これは、それぞれの施設においてご説明いたしました整備費補助等の協議というものがあまして、そうした協議の年の中でいつというタイミングであるとか、そうしたスケジュールを踏まえますとこの日程になるということでございます。

○高橋 委員長 次に、(4)障害者グループホーム等の開設について、理事者の説明を願います。

◎瓜生 障害者地域生活課長 障害者グループホーム等の開設につきましてご報告いたします。

趣旨でございまして、社会福祉法人大三島育徳会が運営いたします障害者グループホーム、短期入所事業等を併設いたしますグループホームが開設することになりましたので、ご報告するものでございます。こちらにつきましては、平成二十二年九月、

当委員会で整備につきまして（仮称）博水ホームとしてご報告をさせていただいたものでございます。二カ年で整備となりました。

概要でございますが、名称がホームいろえんぴつとなりました。所在地、運営法人については記載のとおりでございます。事業種別につきましては、障害者自立支援法に基づく共同生活援助、共同生活介護七名、短期入所三名でございます。ほかに、短期入所施設の空き時間を利用した日中ショートステイ事業を実施する予定でございます。事業開始でございますが、二十三年七月一日を予定しております。短期入所、日中ショートステイ事業につきましては七月から受け付けを開始し、九月一日の予定でございます。対象者は、主に知的障害者でございます。

経費につきましては、整備補助といたしまして都と区より整備費の一部を補助するものでございます。二十二年、二十三年の二カ年の整備となっております、記載のと通りの整備費でございます。また、運営費補助につきましては二十三年度、グループホームにつきましては施設維持費、設備整備費、研修経費、また短期入所につきましては実績に応じた額ということで、記載した金額を補助する予定でございます。

位置図・施設概要につきましては、裏面に記載してございますとおり、黒丸がついているところがこちらのホームいろえんぴつでございます。同法人が運営いたします特別養護老人ホーム博水の郷の隣に設置されております。施設概要につきましては、記載のとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しまして質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 (5)高齢者安心コールの電話番号変更について、理事者の説明を願います。

◎伊藤 高齡福祉課長 それでは、高齡者安心コールの電話番号の変更についてご説明をいたします。

まず、趣旨でございますが、高齡者安心コールの電話番号について、利用者の利便性をより高めるために覚えやすい番号に変更するものでございます。新たな番号ですが、〇三一五四三二一一〇一〇といたしました。

この番号への変更時期ですが、平成二十三年七月一日金曜日の午前零時よりとなります。七月一日以降に現在の番号にかけた場合には、自動音声により新番号をご案内いたします。この新たな電話番号の周知方法については(1)に記載のとおりでございますが、このほか、町会の回覧板による周知も行ってまいる予定でございます。

また、(2)に記載のとおり、高齡者安心コールに登録をしている利用者の方及びボランティアの方に対しましては、六月下旬に郵送により電話番号のご案内を行う予定でございます。また、本事業は委託により行っておりまして、先般、プロポーザル方式により新たな事業所を選定いたしまして、七月一日よりダイヤル・サービス株式会社に変更となります。事業所の変更によるスムーズな移行ができますよう、現在準備をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆高久 委員 ちょっと現状を、今、高齡者安心コールで高齡者の方から毎日電話がかかってきていると思うんですけれども、例えば一日平均何本ぐらいという情報は出ますか。

◎伊藤 高齡福祉課長 年間で申しわけないですが、平成二十二年度で二千八百五十五件でございます。ですので、これを三百六十五で割っていただくと結果が出るかと思えますけれども、十件には至らないかなという感じでございます。

◆高久 委員 この高齢者安心コールというのは、私も地元に入っているいろんな方とお話をするんですが、なかなかこの高齢者安心コールってだれが使っているのかとか、わからない人が多いというのが私の実感なんです。現在のところは多分六十五歳以上で登録されていらっしゃる、この間の委員会では千四百名ぐらいいらっしゃると思いますが、その方と、今は親族の方とか、また、本人の近隣の方なんかにも自由に電話することはオーケーだというようなことも聞いておりますが、実際、なかなかそういったことで周知ができていない。電話を新しくわかりやすい番号に変えるのもその一環だと思うんですが、今回その周知の方法として、ホームページとかいろいろ周知されるということなんですが、ポスターとかチラシとか、かなり大がかりで周知できるようにしないと、なかなかやっている意味が出てこないのじゃないかなと思います。その辺のポスターとかチラシをどの程度まくとか、考えていますか。

◎伊藤 高齢福祉課長 ポスター等につきましては、区の掲示板等に掲示するということもございますので、そんなに多くの数はなかなかつくれないところではございますけれども、周知につきましては、まず事業者の皆様にも丁寧に周知を図っていきたいということで、あんしんすこやかセンターを初め、介護事業所の方々等にも丁寧に周知を図っていきたいというふうに思っております。

また、区民の方々への件でございますが、民生委員の皆様にも一度周知には入っておりますけれども、さらにわかりやすくチラシ等々をつくりまして周知に入ということを考えております。こういったものにつきましては、なかなかホームページではたどり着けない区民の方も多うございますので、機会あるごとに周知は図っていきたいというふうに考えております。

◆高久 委員 ありがとうございます。特に高齢者の身近に住んでいらっしゃる方、そういった方は地域で共助していくという意味からも、そういった方にも相談できるんですよということを伝えることも非常に大事だと思いますので、そういった本人に

近い方からも電話相談はオーケーですよということをしつかり周知できるようにお願いしたいということで要望させていただきます。

◆ 菅沼 委員 参考までに、今使っている電話番号は何年ぐらい使っていたんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 六年程度だというふうに記憶してございます。

○高橋 委員長 (6)二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス（モデル事業）の拡大について、理事者の説明を願います。

◎吉岡 介護保険課長 二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス（モデル事業）の拡大についてご説明させていただきます。

世田谷区では、平成二十一年度より二十四時間随時訪問サービスを独自事業として実施してまいりました。そのことを踏まえて、平成二十二年八月から、より効果的なサービスの創設を図るため、国と連携し、モデル事業として地域巡回型訪問サービスを実施してまいりました。今年度は、事業名を二十四時間対応定期巡回・随時対応サービスに変更いたしまして、昨年度から実施している事業者に加え、新たな委託事業者を募集し、拡大して実施するものでございます。

この事業は、今月十五日に成立いたしました平成二十四年度の介護保険制度改正において創設が予定されております新たな在宅支援サービスのモデル事業として、国の補助金一〇〇%を利用して実施しております。

事業の目的といたしまして、要介護状態が進んだ方でも安心して在宅生活を続けていただくことができるよう、短時間の定期巡回訪問サービスと通報システムによる随時対応サービスを組み合わせて提供いたします。それにより、効果的なサービスのあり方を検証してまいります。また、平成二十四年度の介護保険制度改正

による新事業の創設に備え、新サービスの円滑な導入を目的としております。

次に、事業内容についてご説明いたします。

まず一番目は、世田谷区にお住まいの要介護者を対象とし、ご利用者のお住まいに一日複数回、短時間の訪問を行う定期巡回サービスと、二十四時間、三百六十五日対応可能な窓口を設置いたしまして、ご利用者からの随時の通報に対応する随時対応サービス、この二つをあわせて提供するもので、事業者に委託する部分でございます。今年度から一定の利用者負担をいただくものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

二番目は、この事業を実施した内容についての検証でございます。有識者、地域包括支援センターの職員等による検討委員会で、利用者の要介護状態、介護サービスニーズの変化、本事業に要した経費、人員体制等について検証を行います。

今年度の事業展開についてご説明申し上げます。二十四時間随時訪問サービスを実施している事業者に、昨年八月より世田谷区地域巡回型訪問サービスを委託して、本年度も引き続き実施しております。今年度より利用者をふやし、利用者負担の実施も行っております。昨年の事業内容については、お手元の黄緑の冊子をごらんください。さらに、新規事業者をプロポーザル方式によって募集を行いまして、対象者、人数、事業実施の方法、実施体制などの提案をいただき、審査の上、委託する予定でございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。所要経費は二千三百一万円、本事業は、厚生労働省の補助金を使いまして一〇〇%国の補助で行うものでございます。

今後の予定でございます。六月下旬に新規事業者についてプロポーザルによる公募をいたします。参加申し込みを受け、参加資格を審査の後、提案書を提出していただきます。八月下旬に事業者選定委員会を開催し、事業者選定を行います。その後、契約等準備期間を置きまして、十月より新規事業者による事業開始の予定でございます。

また、七月上旬と一月に検討委員会を開催し、事業の進捗、課題整理等委員の皆様にご議論いただくこととしております。来年三月には報告書を発行する予定でございます。

参考といたしまして、世田谷区が先駆的に取り組んでまいりました二十四時間随時訪問サービス、平成二十一年度からのこの事業の概要を載せてございます。ごらんください。

ここで申しわけございません、この記事の中心で3の現在の状況の一行目のところに、「二十三年度末には四百二名に増加」とございますが、二十二年度末でございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

ご説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ありましたら、どうぞ。

◆中塚 委員 幾つかあるんですが、まず二点先に質問させていただきます。

このプロポーザルを募集するイメージなんですけれども、国のほうで大体十万人に一カ所ぐらいというような話ですが、区としては何カ所ぐらいを募集したいというふうに考えているのかということ。

あともう一点は、このプロポーザルのスケジュールなんですけれども、六月下旬に事業者の公募と書いてありますが、もう十七日ということなので、一体いつぐらいから事業者さんにこの詳細とかをお知らせして、いつまでの間に締め切りを設けてやっていくのか、まず二点教えてください。

◎吉岡 介護保険課長 まず、今回の募集については、今年度中のモデル事業の想定でございますので、一事業者を想定してございます。

プロポーザルのスケジュールでございますが、六月二十四日に公募をいたしまして、七月の上旬まで期間を設定し、お手挙げをお願いするところでございます。

◆中塚 委員 一事業者というのは、今やっている所と別に一事業者ということかと思うんですけれども、そうすると、このスケジュールでなかなか、ではどこが応募できるのかなという、結構もう時間が短いかなという感じもしますし、また事業団とかが手を挙げるんだらうかとかいうふうに考えたりするんですけれども。

このサービスですけれども、そもそも利用のほうがちよっと伸びないと採算がとれるのだからかという心配もあります。というのは、このモデル事業は、昔はコムスンさんと今やっているジャパケアさんと二社でやっていて、コムスンが撤退をしてジャパケアが一社になった、コムスンさんのやっていたのをジャパケアのほうでお客さんを引き継いでやっているというふうに聞いているんですけれども、もともと二社でやっていたときはジャパケアさんも赤字で、コムスンが撤退してしまってお客さんをみんな引き継いでから何とか採算に乗っているというような話だったと思うんです。

結局、国のほうではこれを推進していきたいということですし、実際うまくニーズに合っている方が使えば在宅で続けられるというのは非常にいいことだと思うんですけれども、使われなかった、伸びなかった理由の中で、家族の方々が同居のケースとか、この報告書を見ても半数以上が家族同居ですけれども、いろんな時間に人が入ってくるとか、夜間にかぎを他人に預けてしまうとか、そうしたことへの抵抗がすごく大きかったというようなことも聞いています。いまだにホームヘルプを使っていられない方の中には、結構家族が、もう老老介護で困っているんだけれども、まだまだそういうことに抵抗のある人たちって多いと思うんですよね。そのあたりの問題をどういうふうに解消していくのか、それを解消していかないことには利用も伸びないです。そうすると、また何社かふやしたはいいけれども、撤退だとかそういうことになってしまっただろうし、どうしようもないのじゃないかなというふうに感じるわけですけれども、そのあたりについてはどうなんでしょうか。

◎吉岡 介護保険課長 この事業につきましては、国も要綱を示しているところがございますので、事業者の中にはご関心を持って見ていただいているところが多いかと思えます。また、世田谷区が先駆的にしている事業についても、ご関心はいただいているところであるので、一定程度の応募があるものと考えております。

それから、利用が伸びないことについてでございますが、そのことも含めて検証の対象となっていると認識してございます。

◎堀川 地域福祉部長 来年度の四月から定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こういう新しいサービスが生まれることになった、十五日に改正法が成立しました。ただ、この事業の詳細については、これからまだ国の社会保障審議会の介護給付分科会のほうでいろいろ議論がされて、その中で、例えば利用料金のあり方とか、サービスの基準とか、そういうものが決まってくるわけです。ですので、そういうことを見ながら、私どももそれに応じた形でこのサービスがうまく世田谷のほうで広まるようにというふうに思っております。

また、これまでも介護保険の三年ごとの改正の中で、ご指摘のように地域密着型サービスの中で、私どもの場合は夜間対応型のサービスはうまく展開できたわけでございますけれども、全国的にはいろいろあったというようなことがございますので、世田谷の地域に合ったサービス展開を心がけていきたいと思っております。

◆中塚 委員 では、今回はモデル事業としてはあと一カ所を募集するというところでございますけれども、これが本格施行になった場合については、また新たに、結局二社以上にもニーズがあれば応募してやりたいというところが出てくると思うんですけれども、それについてはまたそういうふうに拡充というか進めていくということによろしいんでしょうか。

◎堀川 地域福祉部長 現在、地域密着型サービスにつきましては、いろいろグループホームとかデイサービス等、事業所を整備する補助金がございます。そういうような形で、今度この新しい定期巡回等のサービスについても、国のほうの補助金の制度等もできるようなことも見込まれますので、そういうものはもしできれば区としても活用することが考えられると思います。

◆ 菅沼 委員 ちょっと補助金のほうを教えてくださいんですけども、今のほうで一〇分の一〇、だから、うちのほうの持ち出しはないんですけども、モデル事業というのは何年間ですか。

◎吉岡 介護保険課長 この事業は今年度でございます。

◆ 菅沼 委員 それが終わったらどうなるんですか。

◎吉岡 介護保険課長 来年度よりは改正法で施行されることになりますので、法内で実施していくことになると思います。

◆ 菅沼 委員 区の持ち出しということですか。

◎吉岡 介護保険課長 介護保険の法内の事業となっております。

◆ 菅沼 委員 ということは、今までと同じようにうちの持ち出しはないという感じですか。

◎吉岡 介護保険課長 はい。

◎堀川 地域福祉部長 来年度からは、今吉岡が申しましたように介護保険法の制度の中でそれを。そうすると、介護保険のほうでは一割はご自分で負担していく、残りの九割は介護保険会計から出すと。その中で、介護保険会計というのは八分の一、一

二・五%が区の持ち出しでございまして、ほかは国費、都費、それからもちろん皆様方の保険料、そういうことございまして。

◆高久 委員 確認ですけれども、この二十四時間随時訪問サービスというのは二十一年度から始まりましたということで、二十一年度決算が七百五十四万何がしというのは、この部分は全部区が持ち出ししましたよと。二十二年度も一千四百何がしは区が持ち出ししましたと。ただし、これについては一千万円東京都から補助金が入りましたと。二十三年度は予算で一千八百万円ですけれども、これについては新しい国の一〇分の一〇補助事業として、二千三百万円の範囲内でしたらやりますよという認識でよろしいのでしょうか。

◎吉岡 介護保険課長 この事業については。

◎堀川 地域福祉部長 上のほうで書いておる所要経費の二千三百万円は、定期巡回のほうのモデル事業の予算でございまして。こちらの下のほうの二十四時間随時訪問サービスというのは、これは全くの区の独自事業としてやってきたものでございまして。ですので、これはもともとは単費でございまして、二十一年度の七百万円、それから昨年度もこれは区の単費で一般会計から出しておったものでございまして。それで、たまたま一千万円は去年東京都に採択していただけたと。

こちらの一千八百万円も、今年度、今は東京都の補助金一千万円程度を確保できるように東京都のほうに申請していきたいと思っております。

◆中塚 委員 今のに関連して確認なんですけれども、結局、これについてはこれまでも区の単費を投じてやってきていたということですよ。

◎堀川 地域福祉部長 裏面の参考で出しております二四時間随時訪問、これは昨年、NHKのニュース番組でも取り上げていただいたものでございまして、こちらは基本

的に区の単独事業で、国のモデル要綱とかそういうのではなくて、区が始めたもので、区の単費でやってきております。それに対して、東京都の先駆的な取り組みということで補助金をもらえないかということで応募しまして、昨年度は一千万円もらい、ことしもそういう形で補助がいただけるように取り組んでいきたい、そういうことでございます。

○高橋 委員長 次に参加します。(7)麻しん・風しん及び日本脳炎予防接種の対象拡大について、説明願います。

◎上村 健康推進課長 それでは、麻しん・風しん及び日本脳炎予防接種の対象拡大についてご説明させていただきます。

国は、ことしの五月二十日付で既に予防接種法の施行令等の改正を行っておりまして、同日に施行されておりまして、その内容についてご報告させていただきます。

大変申しわけありませんが、改正内容に入る前に資料の二枚目をお開きいただきたいと思います。ここに参考といたしまして、麻疹、風疹、それから日本脳炎の、どちらも定期予防接種なんですけれども、標準的な接種スケジュールについて記載してございますので、こちらの説明をさせていただきたいと思います。

まず、麻疹、風疹のほうなんですけれども、これは平成十八年からは二回接種が基本になっておりまして、第一期といたしまして、一回、生後十二カ月ということで、一歳になってからなるべく早く接種していただくように勧奨をしております、生後十一カ月の方に接種票をお送りしております。それから、第二期が小学校に上がる前の一年間の間にもう一回追加の接種を打つと、これが基本形になっておるところでございます。ただし、現在三期、四期ということで、三期の場合は中学一年、四期が高校三年生の相当年齢の方が対象なんですけれども、平成二十年度から二十四年度までの五年間の時限的な措置ということで、中一になった場合と高三になった場合という

ことで、合わせますと都合約十の学年の方に接種をしていくという時限的な措置が行われているところでございます。

それから、日本脳炎は、合わせますと一期、二期、四回接種というふうになっております。一期につきましては、初回接種が二回、一週間から四週間程度間をあけて二回接種と。それから一年後ぐらいに一回接種ということになっております。それぞれ標準の年齢は、初回につきましては三歳、追加が四歳、それから第二期といたしまして、九歳になってからもう一回接種をするという、都合四回の接種という形が標準的なものとなってございます。

それでは、また資料の表面に戻っていただきたいと思いますが、まず、今回の改正内容でございますけれども、まず、麻疹、風疹のほうです。こちらは、平成十九年の春先、四月から六月ぐらいにかけまして、大学、高校、小学校、中学校もございましたけれども、麻疹が大流行いたしました。そういったことを踏まえまして、国では麻疹排除計画を策定しまして、麻疹の流行あるいはそれによる死亡を減らしていくという目標を掲げておりまして、中学一年生と高校三年生の方、こちらが平成十八年から始まりまして二回接種からしますと、一回接種の方がほとんどだということで、時限を決めまして補足的に定期接種を行っているところでございます。今回の改正では、この四期に当たります高校三年生相当年齢の方を、高校二年生相当年齢の方であっても、学校行事等で海外への修学旅行等に行く場合は、高校二年生の年齢であっても定期接種として接種することができるというふうに、前倒しの拡大を行ったところでございます。

それから、次の日本脳炎のほうでございますけれども、日本脳炎につきましては、旧ワクチンによりまして接種した後に重症事例が発症したということで、平成十七年六月から約五年間、国の通知に基づきまして積極的な勧奨を全国的に差し控えられてきたところでございますけれども、新しいワクチンが二十一年六月から使用すること

ができるようになっておりますので、昨年の二十二年四月一日から積極的な勧奨を再開しているところでございます。

そうした中で、今回の改正では、積極的な勧奨を差し控えていた間に、五年間控えていたわけなんですけれども、先ほどご説明しました都合四回の接種を不完全にしか接種が完了していない方が多いということがございまして、そこに記載がございまして平成七年六月一日から平成十九年四月一日生まれの方、平成七年ですから十六歳、高校一年生相当だと思いますが、こちらから四歳までの間の約十二年十カ月の誕生日にある方は、接種を逃した回数につきまして、二十歳になるまでの間、予防接種ができるというふうにした対象拡大の内容でございまして、その下に表がございましてけれども、通常は、改正前は一期の接種は生後六カ月から生後十カ月ということで、七歳半まで接種期間が決められているので、一日でもそれを過ぎますと定期接種にはならないわけなんですけれども、今回の改正の上記の生年月日に当たる方は、七歳半を過ぎた生後九十カ月から九歳未満であっても接種が可能と。

それから、二期につきましては、通常ですと九歳から十三歳未満ということで、九歳から十二歳の方が接種ができるわけなんですけれども、こちらについても上記の生年月日の方は二十歳未満ということで、二十歳になる誕生日の前日まで接種が可能というふうにした改正内容でございまして。

それから、この改正を踏まえまして、2の区としての対応をご説明させていただきたいと思っております。

まず、(1)の麻疹、風疹につきましては、国のほうでは高校二年生相当の年齢の方に、都道府県を通しまして各学校に周知を図るというふうにしておるところでございまして、区といたしましては、今回の改正の内容や、区内の麻疹の流行状況、この春先少しございましたので、そういったことも踏まえながら、高校二年生相当の方には年明けの二十四年三月に接種票等をお送りする予定になっているのを早めまして、送

付をさせていただきたいということでございます。

資料の裏面をごらんいただきたいと思いますが、そういうことで、高校二年生相当の方に、この六月下旬には全員の方に予防接種票等をお送りさせていただきたいとしております。

それから、日本脳炎につきましては、通常ですと現在三歳になる方に一期の初回分、それから四歳になる方には追加の分、九歳になる方に二期の分を接種票等をお送りさせていただいているところなんですけれども、今回の改正を踏まえまして、国は九歳、十歳に当たる方が一番接種の回数確保できていないということを踏まえまして、そこを重点的に勧奨するように通知をしているところでございますので、区といたしましては、下の表にございますように九歳になる方と十歳になる方に対して個別の送付をしてまいりたいというふうにしております。

下の表をごらんいただきたいんですけれども、九歳になる方につきましては、これは第一期接種の勧奨になりますので、四月からこれは再開させていただいているところでございまして、今回の改正を踏まえまして、十歳になる方につきましては全員の方にこの六月にまとめて接種票をお送りさせていただきたいというふうに考えております。

それから、平成七年から平成十九年の接種を逃した者のうち、その他の年齢の方につきましては、区のホームページや「区のおしらせ」、それから接種協力の医療機関が区内約四百ほどございますので、そういった医療機関のご協力も得ながら、未接種の方については希望があれば接種票等をお送りさせていただく、こういうことを考えております。

それから、接種費用につきましては、定期接種でございますので区民の方のご負担は無料でございます。

それから、その他をごらんいただきたいんですけれども、事業費が見込まれるわけ

ですけれども、当面は当初予算、予防接種につきましては約十五億円ほど計上させていただいておりますが、こうした当初予算の中で対応させていただきまして、接種状況を見きわめた上で、必要な場合には補正予算等の対応を図ってまいりたいと考えております。

3スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆大庭 委員 世田谷だけで麻疹がはやっているという話と、それはどうなっているのかということと、それから、これは出ている麻疹、風疹、日本脳炎という、ワクチン接種をして抗体があったとしても、ない人もいるわけですが、これを防ぐには手洗い、うがい、マスクというのが一番有効なんですかという二つを聞きたいです。

◎上村 健康推進課長 まず、今年度の春先の区内での流行の状況でございますけれども、疑いの事例も含めまして約四十一件の報告がございまして、最終的には遺伝子検査等を行いまして、十八名の方が確定しているところなんですけれども、麻疹につきましては四月から六月ぐらいが好発期と言われておりまして、今は終息に向かっている状況でございます。

それから、マスコミ等で報道されましたように、東京西南部という表現がございましたけれども、それは世田谷区を含むこの近辺の区ということでございます。

それから、麻疹を防ぐ方法というご質問かと思っておりますけれども、麻疹は空気感染でございます。あと、感染力が非常に強いと言われておりますので、最大の予防の方法としては、予防接種だと思っております。現在、一期、二期につきましても、国が目標としております九五%以上の接種率となっておりますので、小さいお子さんの世代は、かなり流行を抑えられるだけの接種率が確保できているというふうに考えてお

ります。

あとは、実際に発生した場合には、麻疹に罹患された方が外に出てほかと接触しないようにしていただくというのと、やはり手洗いだとかうがいもそれなりに一定の効果はあるというふうに考えております。

○高橋 委員長 次に参ります。(8)平成二十三年度女性のがん無料検診の実施及び骨粗しょう症検診実施期間の延長について。

◎上村 健康推進課長 それでは、二件につきましてご報告させていただきます。

まず、一点目が今年度の女性のがん（子宮頸がん・乳がん）無料検診事業でございますが、これは平成二十一年度から国の補助事業を活用しまして行っている事業でございますが、平成二十一年度、二十二年度と続けて補正予算を年度途中で承認していただきまして、十月から年度の後半で実施してきたものでございますけれども、今年度は当初予算に事業費が計上されておりました、その内容につきまして実施体制が整いましたのでご報告するものでございます。

事業の概要は、これは国のほうも補助事業でございますので、国の予算に基づきまして単年度ごとの事業になってございますが、国のほうから昨年度末に実施要綱が通知されてきておりました、事業の内容としましては子宮頸がん、乳がんの無料検診のクーポンというものがございますが、そういったものとか、啓発用の検診の手帳、あるいは受診のご案内をお送りして、区民の方の早期発見、あるいは正しい健康知識の普及啓発、そういったもの、それと、実際的に受診率の向上、こういったものを目指しているものでございます。

①の対象者は、そこに記載がございますように、子宮頸がんのほうは二十一歳から四十一歳までの五歳刻みの方、乳がんの検診のほうは四十一歳から六十一歳の五歳刻みの方で、四十一歳の方が両方対象になってまいりますので、合わせて約六万人の方

が対象になってまいります。

それから、ちょうど二十一とか二十六とか五で割り切れない数字になっているのは、国の事業要綱が昨年度二十歳あるいは二十五歳になった方というような事業の内容になっている関係で、今年度はこういった年齢になる方が対象になるということでございます。

それから、下のほうの表で対象者の対比をさせていただいております、左側が国の補助事業を活用します無料検診事業ということで、右側が区が独自に行っております子宮頸部がん、それから体部がんの検診の内容でございますのでごらんいただきたいと思います。

実施期間は、今年度は六月二十日から三月末までを予定しております。

それから実施方法でございますけれども、地区医師会あるいは保健センターのご協力のもとで実施するものでございまして、子宮頸がんのほうは約五十の医療機関、それから乳がんのほうは百八十の医療機関のご協力を得てございまして、特に乳がんのマンモグラフィーのほうは年々ふえてきてございまして、現在二十の医療機関で実施をさせていただいております。

それから、実施方法の口でございますが、区の検診は四月からもう既に実施しておりますので、無料クーポンになる方が先に区の検診を受けた場合は、八百円あるいは千円の自己負担をさせていただいておりますので、その自己負担につきましてはご本人からの請求に基づきまして還付をいたす予定でございます。

事業経費につきましては記載のとおりでございますが、当初予算に計上されてございまして、約半分の歳入が確保されているところ、予定しているところでございます。

それから、二十二年度、昨年度も実施しておりますが、この実績といたしましては記載のとおりでございますけれども、単純な受診率といたしましては、子宮頸がんのほうが一八%、乳がんのほうが一八・五%というふうになってございます。

それから、資料の裏面をごらんいただきたいと思います。2骨粗しょう症検診の事業でございますが、事業の概要につきましては、三十歳から七十歳の五歳刻みの年齢の方を対象といたしまして、こちらでも地区の医師会のほうに委託しまして、骨量、骨の密度だとか、そういった骨量を測定する。測定方法はここにありますように二種類あるわけなんですけれども、そういった測定を行って健康管理に役立てていただくという検診でございます、こちらは自己負担四百円を実施しているところでございます。この変更の内容は、従来ほかの検診等との兼ね合いもございまして、九月一日から毎年実施していたんですけれども、今回はいろんな調整が整いまして、六月一日から既に実施しているところでございます。こうした内容につきましては、「区のおしらせ」やホームページで区民の方に周知を図っているところでございます。

それから、下に参考といたしまして、ここ数年の子宮頸がん、乳がん、骨粗しょう症検診の実際の受診者の数等を記載させていただいておりますので、参考にさせていただければと思います。

報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑ありましたら、どうぞ。

◆村田 委員 国の事業の対象年齢ですが、これは昨年と同じなんですか。昨年も、あるいは一昨年も二十一とか二十六とか、こういう数字だったんですか。

◎上村 健康推進課長 昨年、一昨年と同じ年齢の考え方でございます。当然、年が経てきていますので対象となる生年月日は一歳ずつ変わってきていますけれども、年齢の考え方は三カ年とも同じでございます。

◆村田 委員 だから、去年も二十一歳ということだったんですか。そのことだけ確認。

◎上村 健康推進課長 そういうことでございます。

◆大庭 委員 これは、送付した人に対して受診した人が一八%台ということですよ。というのは、全部の平均値、要するに世田谷区民のパーセンテージというのは当然もっと少ないはずですよ、これは年齢を限って送付してお知らせしてこれだけの数だということですから、お知らせしていない人も含めて一般女性全体の受診率は相当低いということになりますよね。その辺の、要するに数字というのは、送付したにもかかわらず受診した人が一八%という数字を我々はどういうふうにとめればいいのか。

たしかキャンディーズのスーちゃんも乳がんだったということだし、大震災のときのCM、前半のときは仁科亜季子さんのCMをやっているので、受診しなくちゃいけないと、受診というか早期発見のための啓発は相当行われているのだろうと思うんだけど、まだこれは低いわけです。

世田谷区民全体の受診率みたいなものとか、恐らく日本が少ないのだろうとすれば、先進諸国と言われているアメリカの女性とかはかなり高いわけですね。先進国の中で一番日本は低いだらうという視野で少し報告をしてもらわないと、出した中で一八%でと言われても、それは本当に健康増進のために役に立っているのかどうか、ちょっと判断がつかないわけですよ。要するに、こういう事業の中で一八%の人が受診されましたよというだけのことでなくて、世田谷区民とか、または日本国民全体としての位置づけみたいなものを、前回も僕が委員のときに言っていたけれども、国家戦略みたいなものとして位置づけないと、これは国民の健康、本当に働き盛りの人たちが道半ばでということが多いように思うので、ちょっとその辺のわかるような、危機感というか、こんなのでいいのと、何か報告を受けるとこれで仕方ないよねみたいな感じが来るんだけど、もうちょっと担当所管としては切迫感というか、これでい

いのだろうかというぐらいの問題を委員会に投げかけるような提示をしていただけたらなど。要望です。

◆植田 委員 この女性のがんというのは女性特有のものなので、やはり私自身もこういうのをいただいて見たときに、行くところが女医さんなのか男性なのかとか、そういうこともすごく気になって、やっぱり女性のお医者さんのところに行きたいなとかと思うとすごく数が少なくなってしまって、行ける自分の日にちと、医療機関がなかなか合わなかったりということがあるので、その辺も配慮していただけるともっと上がるのではないかと思いますので、それを要望いたします。

◆村田 委員 今の関連で、一八%ですが、例えば二十一歳の方と四十一歳の方とか、年によって違いがあるのじゃないかと思いますが、そういう数字はわかるんですか。わかれば、後でいいですから教えてください。

◎上村 健康推進課長 詳細はまだ分析しているところでございまして、まだ最終確定はしていないところでございます。全体の数字が出ているのは、支払いの関係がありまして数はまとまっているんですけれども、年齢的な分析とかはこれからになりますので、またまとまり次第お届けしたいと思います。

◆羽田 委員 これは送付されているのは、この年齢に達している区民全部で、働いていようが働いていまいが全部送られているということですよ。いいですか、それは。

◎上村 健康推進課長 はい、そういうことでございます。

◆羽田 委員 そうすると、職場で健康診断と一緒にやっているという可能性はないんですか。ありますよね。

◎上村 健康推進課長 お送りするご案内の中に、勤務先で検診の機会がある方はそちらを優先してくださいという説明をさせていただいておるんですけれども、現実的に、ご本人のいろんなご都合によりまして、こちらの区の検診を受けている方もいらっしゃるのかもしれませんが、一応私どものほうとしては、国の事業でも生年月日だけで対象者を絞っておりますので、クーポン券が送付されてきた方は、受診することは可能というふうになってございます。

◆羽田 委員 そのとらえ方もそうなんだけれども、逆に言うと、もう少しやっている人は多いのじゃないかということも考えられるということですよ。働いている人は、職場の健康診断とあわせてやっていけば、この数字より上がるのではないですかということです。それはわからないんですよ。

◎上村 健康推進課長 検診の実態につきましてはなかなか調査が難しいところでございますけれども、昨年健康づくりプランの関係で行いました健康調査ですと、定期的に子宮がん、乳がん検診をやっている方は、たしか合わせますと四〇%ぐらいの数字になっていたかと思います。こういった区が行います住民検診と、個人で行っていただく人間ドック、あるいは職場で行う子宮がん・乳がん検診、こういったものを合わせますと、やはり四〇%前後の数字にはなっていたかというふうに考えております。

◆中塚 委員 要望なんですけれども、私、実は三十六歳で去年送られてきたんです。けれども、最初は役所からもいただいて何のことかわからなくて、情報提供の一種かなとか思ってしまって、今見たら、何と受け損なったということに気がついたんですよ。でも、届いた方も、もしかしたら、「選ばれましたよ」じゃないですけれども、チャンスですよとか、そういうような希少感を持たせたら、もっと関心を引くようなことをやると、これは受け損なったら五年後まで受けられないんだとか思うと、今受

けなきゃとか、そういうのがあると思うので、ちょっと工夫をしていただけたらと思います。

○高橋 委員長 (9)その他に入りますが、その他で報告はありますか。

◎辻 子ども部副参事 子ども部より、委員の皆様へ情報提供がございます。

現在、区内の南烏山六丁目でJ K K、住宅供給公社が建てかえを進めております烏山住宅でございますが、区は保育施設の整備につきまして公社より相談を受けていたところ、このたび公社が自主事業として認証保育所を整備することとなりまして、本日以降、公社のホームページで事業者を募るとのことでございます。

また、その認証保育所の開設予定日は、平成二十五年の十月ころと聞いております。

以上、地元区といたしまして委員の皆様へ情報提供いたしました。

○高橋 委員長 ただいまの説明はよろしいですか。

◆羽田 委員 認証保育所ということなんですけれども、認証保育所は保育料金が高いですよ。そういう意味で、限られているといえますか、それでもお子さんを預ける方もいらっしゃることはいらっしゃるかと思うんですけれども、その辺、認可保育園をつくるみたいな話にはならなかったんですか。

◎辻 子ども部副参事 実は、この烏山住宅の建てかえは、四年前の平成十九年に既に法律に基づく事前協議が終了しておりました。そのときに、まだリーマンショック前でございますので、保育施設の要望は区のほうから行わなかった、そういうことで決着しております。その後、二十年度以降待機児が急増したため、私どもとしては公社と相談をしながら、後づけという形になりますが、保育施設を何とかという話をし続けてまいりました。ですので、公社としては何ら法令上の義務はございません中で、区

の要望にこたえていただいたということでございますので、その辺は公社の主張とい
いますか、公社の考えで認証保育所となったものでございます。

◆羽田 委員 問題は、区はどういう考えなのかということですよ。つまり、公社
が認証保育所でなくてはだめだというふうに言っているというような内容ですよ、
今の答弁は。では、区としてはそれでいいんですかねということですよ。そういう
考え方でいいんですか。

◎辻 子ども部副参事 繰り返しにはなりますが、待機児の急増に伴いまして、事前
協議が終わって保育施設はつくらないという仕切りの中で、何とか後から保育施設を
お願いしますよということで進んできてまいりましたので、私どもとしてはつくって
いただいた、協力いただいただけで非常にありがたいと思っております、これは建設費
用も区はかかっておりません、公社の費用でございます。そういう中で、公社のほう
から認証保育所ということで上ってきましたので、それについてはありがたく受ける
ということでございます。

○高橋 委員長 その他報告事項はありますか。

◎松本 健康企画課長 東京都によります放射線量の測定について、口頭でございま
すけれどもご報告をさせていただきます。

東京都では、これまで新宿区にございます東京都の施設で常時空間放射線量の測定
をしてまいりましたけれども、福島第一原発の事故に伴いまして都民の不安が大きい
といったことから、都内の空間放射線量をよりきめ細かく測定をすることといたしま
した。今週六月十五日から約一週間の間に都内の百カ所の空間放射線量を測定するこ
ととしておりまして、世田谷区内では各地域それぞれ一カ所、計五カ所での測定が行
われます。

日程といたしましては、来週六月二十一日火曜日に測定がされる予定となってござ

いまして、測定の結果につきましては翌日の午後、おおむね三時以降ということのよう
うでございますが、都のホームページなどを通じ公表される見通しとなっております
です。

区といたしましても、東京都のホームページなどを通じまして、区民の皆様を初め
広くごらんいただける形をとるとともに、議会の皆様にも結果については情報提供を
させていただきたいと考えております。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてありますか。

◆菅沼 委員 関連なんですけれども、駒沢のアイソトープのやつは今も生きてい
るんですか、あの周りのやつ。

◎松本 健康企画課長 深沢でございますけれども、旧アイソトープ研究所の測定に
ついては、震災以降、現在も東京都が測定を続けております。

◆大庭 委員 今、東京都の対応については、保健所として報告ですよ。区がやる
ところについては環境がやったり教育委員会がやったりとか、その辺の情報の一元化
というか、東京都は東京都でやりそうだよというのを当委員会で保健所を通じて報告
するのは筋としても、世田谷区がはかるものについては、ほかのところでもまた発表な
り何なりあるわけですよ。その辺の、要するに放射線量というのは、区民にとって
は一つのまとまったところからちゃんと発せられるほうが今後いいんじゃないかな
と思うんですけれども、何かばらばらでやっていて、東京都については区は責任を持
たないんでしょう、それは持てないわけだから。今後、いろいろ測定して数値が出て
きたときに、その発表の仕方とか責任の所在とか、その辺は整理されないままどん
どん進行していくの、学校は学校現場ではかりました、大丈夫そうですみたいな、環境
は環境でほかのところではかりました、これはこうだ。そのことに関しては保健所は

関与しませんよみたいな、そんなのでいいのかしらと僕は思うんだけども、その辺、何か話はされているの。

◎萩原 子ども部長 この放射線の測定等につきましては、例えば学校のプールですとか校庭ですとか保育園庭とか、これは順次進めてまいります。それで、今最終の詰めを行っていきまして、来週の月曜日の特別委員会で区としての全体像をお見せしたいというふうに思っています。

それから、区がやる測定につきましては、これも結果を速やかに区民に公表したいと思っておりますので、その画面等も同じ場所でそれぞれわかるようにということで今工夫をしているところがございますので、その辺も含めてまとめて特別委員会のほうで全体像をお示ししたいというふうに考えております。

◆大庭 委員 すると、その健康被害とか健康に関する問題というのは、保健所じゃないと答えにくいのではないかと思うんですけれども、その辺はどこで議論になるんですか。つまり、線量をはかったデータは出ますよね。このデータについて、健康だとか、どれほどまで容認できるとかできないとか、数値の解釈とか、その辺についてはどこの所管でやればいいのか。

◎霜越 世田谷保健所副所長 おっしゃるように、健康被害に関しましては保健所所管ということになろうかと思いますが、放射能に関しましては、ご案内のように国のほうで基準を明確にして、その基準に基づいて保健所は保健所としての判断をさせていただきますし、学校等につきましては、その基準に基づいて学校現場で判断をされてくるものだと思っております。今後もそういうふうに順次国のほうでいろいろな基準が整備される中、保健所もそういう情報をきちんととらえまして、必要な情報については発信していきたいというふうに考えております。

◆大庭 委員 地方分権の意味は、やはり国は国として基準を設けても、それは地域地域によって、地域の状況や、環境や、いろいろ住んでいる人の状況を踏まえた上で地域で判断していくということが地方分権のいいところであるかなと思うので、それは現在の区長がどう判断されて、来週どういう発表があるかわかりませんが、僕は国の基準というナショナルスタンダードだけで判断してよいものかということも、やはり議会としては議論すべきじゃないかなという感じはします。今のところはそういうご答弁だろうと思いますけれども、今後、その辺も含めて世田谷はどうあるべきかと。その辺の専門家的な、専門家としての、国に準拠した形でただ述べるだけじゃなくて、医療、健康の専門家としての領域の人たちに、これで大丈夫かどうかということをお聞きしたいなというふうに思うので、その辺、国がこうだからこれでいいんですというふうに建前論的に言う議論は今後どうかなというふうに、ちょっと疑問を投げかけるということにとどめておきます。

◆植田 委員 この五カ所というのは、場所はわかっているのでしょうか。

◎松本 健康企画課長 今週でございますけれども、議会の皆様にはそれぞれ各地域、区立の公園で調査をさせていただくということでご案内を差し上げているところでございます。

◆植田 委員 これはもうずっと定期的にとということによろしいんですって。

◎松本 健康企画課長 東京都が今般実施いたしますのは、この一回限りと、一週間の間でまず一回限り実施すると。それ以降については決まっているものはございません。今回一回限りということでございます。

◆植田 委員 関連なんですけれども、それはどの程度の精度のものでやるんですか。

◎松本 健康企画課長 精度という点でどこまでのものかというのはなかなか難しいところがございますけれども、地上の五センチ、それから一メートルの表層のところ二層で行いまして、単位で申し上げますと百分の一マイクロシーベルトの段階までが公表されるというような精度のものでございます。

◆植田 委員 私が伺いたかったのは、例えば世田谷区のほうではとても精度のいい五十万円ぐらいのものを一台と、ハンディのものを二台そろえてやるというお話を前にいただいているんですけれども、東京都が使うものは、その五十万円程度のものでやるのか、それともちょっと安いものでやるのか、その辺をちょっと確認したかったんですが。

◎松本 健康企画課長 東京都が測定を行っております機械は、シンチレーション式サーベイメーターという国産のものでございまして、世田谷区が用意するものとメーカーなどがどうかというのはわかりませんが、ほぼ同程度のものだろうというふうに考えております。

○高橋 委員長 その他報告事項はありますか。

◎辻 子ども部副参事 恐縮でございますが、先ほどの私どもからのJ K Kの烏山の建てかえの件につきまして、若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

認証保育所という話で私はご説明いたしました。もともと公社の多世代共生の住まいプロジェクトというのがございまして、その中にサービスつき高齢者向け賃貸住宅、また高齢者居宅生活支援施設、これに含めまして子ども関連施設ということで整備するという事になったものでございます。その認証も含めまして、高齢者住宅等の事業者も一緒に本日以降事業者を募集するという事がございますので、補足をさせていただきたいと思っております。

○高橋 委員長 ほかに報告はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 なければ、以上で報告事項の聴取は終わります。

○高橋 委員長 次に、2 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1. 社会福祉について
2. 保健衛生について

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○高橋 委員長 次に、3 協議事項に入ります。

まず(1)行政視察についてですが、当委員会の行政視察につきましては、前回の委員会において七月二十一日木曜日から二十三日土曜日の二泊三日で行うこととし、視察先、施策内容については正副委員長に一任をいただいております。本日は、正副委員長で調整した案をお手元に配付いたしております。お手元の案のとおり実施することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、そのように決定します。

詳細な視察内容の資料や行程、集合場所につきましては、事務局を通じて後日お知らせしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、次回委員会の開催ですが、次回委員会は、年間予定の七月五日火曜日午前十時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で協議事項を終わります。

○高橋 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 なければ、以上で本日の福祉保健常任委員会を散会いたします。

午前十一時三十七分散会

署名

福祉保健常任委員会

委員長